



令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

1 景観を整備するための制度

( 1 ) 景観地区 ( 都市計画法 ) ①

- ・ 都市計画の地域地区として市町村が決定
- ・ 建築物の形態意匠 ( 景観法認定で担保 ) 高さ壁面後退 ( 建築確認で担保 ) などの規制が可能 ②
- ・ 罰則規定があり、良好な景観形成の担保

- ① 箇条書きは屋外広告物の指摘同様、リスクがあります。述べよとあるので、文章で説明すべきと考えます。
- ② 小見出しに都市計画法とあるので、景観法や建築基準法 ( 建築確認 ) の記述があることに違和感があります。都市計画法で景観地区を定めることを示しているのだと思いますが、制限は他の法令により担保されるのでそこを説明しないと混乱を招きます。また、景観計画と景観地区の違いが明確になる記述が求められます。

( 2 ) 景観計画 ( 景観法 )

- ・ 景観行政団体 ( 主に市町村 ) が作成
- ・ 景観計画区域内で良好な景観形成を図るため行為の制限の基準 ( 景観形成基準 ) を定める。 ③
- ・ 景観形成基準は、建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限。
- ・ 建築物は届出・勧告による緩い規制・誘導
- ・ 形態意匠については条例で変更命令可能。 ④

- ③ 箇条書きにするのであれば、体言止め ( 原則、句点不要 )
- ④ 条例で変更可能なのは工作物ではないでしょうか。建築物は、都市計画法で制限を定めるではありませんか ( 下図参照 : 国交省 HP より ) 。

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

建築物		工作物		開発行為その他の行為規制
高さ・壁面の位置等	形態・色彩等	形態・色彩等	高さ等	
都市計画決定 建築物に関する制限を定める		条例の制定		条例の制定
確認申請	市町村長に認定申請 基準への適合を審査(30日以内)	適合義務		許可申請
建築確認 斜線制限等の緩和	認定			許可
行為の着手	行為の着手			
確認の表示	認定の表示			
完了検査	検査(場合により)			
使用制限等 (場合により)	是正命令等 (場合により)	是正命令等 (場合により)		
建築確認で担保 (建築基準法第12条)		認定で担保 (景観法第63条、第72条)		適合義務で担保 違反の場合は即罰則適用
許可で担保 (政令第23条第2項)				

  

2	景観活動に関する支援措置	⑤																	
(1) 景観改善推進事業																			
景観計画を策定・改定する市町村に対し、総合的な支援を行う。景観計画区域内の重点的な規制(届け出対象行為、景観形成基準)が定められている地区は、景観規制上、既存不適合となる建築物への是正措置に対する支援を行う																			
(2) 景観形成整備事業																			
景観計画区域の景観重要建造物に対し、その建造物の意匠を保存するため建物の補修、改修を支援。建造物にあった周辺の緑地等の修景整備を行う。以上																			

# 令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

- ⑤ 令和元年度以降、補助メニューの内容が問われたことはありません。
- ⑥ 景観形成整備事業というメニューは確認できませんでした。景観形成総合支援事業であるならば、廃止されています。